

平成16年度

# 税制改正に関する要望書

平成15年9月

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

# はじめに

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）は、ソフトウェア開発やインターネットなどIT産業に係わる企業約450社により構成されている公益法人です。会員企業の約70%が中小企業で、一般の中小企業と比較して成長度が高い反面、研究開発費の支出に占める割合が大きい特色を備えています。

当協会は、会員企業をはじめとするIT産業の振興・発展のため、ベンチャー企業支援、知的財産権保護活動、カスタマーサポートサービス及び教育、市場動向調査、国際交流、認定試験など多彩な事業活動を行っております。

ソフトウェアの開発・販売に代表されるIT産業は、中小企業を主体として、「コスト低減競争」ではなく「価値を生む」熾烈な競争を通じて、21世紀の日本経済の「ダイナミズム」の源泉となる潜在力を有しており、IT産業に係わる半導体等の製造業の不況が深まる中で、雇用の創出としてもますます期待されています。

また一方で、IT産業は、日本国内及び海外市場ともに厳しい国際競争にさらされており、この育成には、当事者である会員企業が自助努力するとともに、競争力の確保のため、税制・法制などの迅速な施策の実現に期待しております。

以上のような観点より、平成16年度の税制改正にあたりまして、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 要 望

## ．経済活性化へ向けた税制改革

### 1 ．企業行動の多様化に対応した税制基盤整備

IT産業では常に新規事業を手がけていくことが企業継続の条件となっております。この場合、新規事業のリスクに対処するため、子会社を設立してこれを行うことが通例となっております。初期投資を回収し黒字化するには、順調でも5年以上を要するケースが多く、欠損金の繰り越しを5年以内とする現行制度は単年度黒字が出ただけで、赤字の解消に至るまえに納税負担が生じるという、現実のビジネスの実態に合わないものとなっております。諸外国の例をみましてもこのような短期間の適用という制限のある事例はなく、海外企業と新規事業分野での競争を行う際に大きな障害となっております。

また連結納税制度の適用については連結付加税の負担が妨げになっております。当該制度の今後の利用拡大のためには付加税の撤廃が不可欠となっております。

以上のことから以下の点につきまして要望をさせていただきます。

- 1 ) 欠損金の繰越期間の拡充及び欠損金の繰戻還付の不適用措置を撤廃する。
- 2 ) 連結付加税を期限通りに撤廃する。

## 2 . 事業再生の促進

我が国のIT産業と海外の比較を行った場合に、よく指摘されるのが「敗者復活の機会」が整備されているかどうかであります。この点で民事再生法の制定など、我が国においても事業再生の制度的な整備が進んできていることは、より積極的な起業を促進する意味で大きな進歩であるといえます。

しかしながら事業再生の実務におきましては、まだ関連する制度の整合性の整備が不完全な点があり、せつかくの事業再生手続きに支障をきたしている部分があります。

これらの不整合を整備し、事業再生を促進する観点より、

- 1) 無償減資について欠損填補に当てた金額を外形標準課税の資本割、法人住民税の均等割の課税標準である資本等の金額から控除し、再建途上の企業の税負担を適正化する
- 2) 事業再生時において株主責任を明確化する無償減資を行った企業に不利な取扱いとならぬよう繰越欠損金の算出方法の適正化を行う

の2点について要望させていただきます。

## 3 . 設備投資の促進のための償却可能限度額の引き上げ

IT投資減税制度の制定にともないまして、今後さらにIT投資は活性化するものと見込まれますが、この投資の回収手段としての減価償却制度において、取得価額の10%を償却限度とする現行制度は、残存価額相当額の資金回収を遅らせることで、新規投資に振り向けるキャッシュフローに悪影響を与えております。

このため、減価償却制度における残存価額及び償却可能限度額を実態に合わせて見直すことを要望いたします。

## ．中小ベンチャー企業の支援、個人・企業の投資の促進

IT産業の起業基盤は、当協会の会員構成にもありますように、中小ベンチャー企業が主体であり、これらの企業層において、企業サイドと経営者個人サイドの両面から、起業マインドの促進、投資インセンティブの推進が必要となっております。

このため、まず投資インセンティブの促進といたしまして、

### 1．中小企業投資促進税制の適用期限の延長

中小企業者等が機械設備等を取得した場合、取得価額の7%の税額控除（リース契約による賃借を含む）又は30%の特別償却適用期限を2年間延長することを要望いたします。

次に起業マインドの促進のために、株式の譲渡における上場株式との比較による不公平の是正、ならびに事業承継円滑化のための処置が必要となっております。その内容は以下のようなものであります。

- 1) 非上場株式の譲渡益に係る税率の引き下げ等を行う
- 2) 損益通算の適用範囲を拡充するとともに、損失繰越措置を拡充する
- 3) 取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる適正化を図る
- 4) 金庫株の取得に係るみなし配当課税の見直し
- 5) 自社株に対する軽減措置の拡充
- 6) 事業用資産に係る包括的な軽減措置の導入

上記のような項目について、ご検討をお願い申し上げます。

## **．その他の要望事項**

### **1 ．日米租税条約の改正の早期適用**

I T 産業の国際化が進む中で、我が国の知的財産権に関する租税の扱いについてはO E C Dモデル条約にそった形式への交渉が進められていると理解しております。各国の企業と個別の取引案件を折衝していく中で、国による課税の取り扱いの相違は円滑な取引に大きな妨げとなる場合があり、かなりの苦慮を生じる場合が少なくありません。

このため、日米租税条約の改正におきましてもその適用年度を2004年とするなどの早期の処置を行うことにより、投資に対する配当、知的財産権の使用料の回収が円滑化、促進されることとなりますのでよろしくご検討をお願い申し上げます。

### **2 ．同族会社の留保金課税制度の廃止**

本制度については昨年の税制改正において、自己資本比率の割合が100分の50以下の中小法人に対しては、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度について留保金課税を適用しない措置が講ぜられております。これは中小法人における経営基盤や競争力の強化の見地からぜひとも恒久的に廃止せられるべきものと考えますので、よろしくご検討をお願い申し上げます。

以上、平成16年度の税制改正におきまして、上記項目につき要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

15パソ協 第139号  
平成15年9月25日

自由民主党本部  
政務調査会 殿  
税制調査会 殿

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会  
会長 川島 正夫